

# メディオスクラブ 規約

平成 28 年 9 月 22 日

平成 29 年 5 月 7 日改正

令和元年 5 月 12 日改正

## [ 第 1 章 総則 ]

### (名称)

第 1 条 この会は、「メディオスクラブ」(以下「本会」)という。

### (目的)

第 2 条 本会は、みんなの森 ぎふメディアコスモス(以下、メディアコスモス)の理念を生かし、メディアコスモスの使命実現に向けて、市民の立場で考え、語り合い、実践しながら、①市民活動の掘り起こしと交流、②まちの賑わい創出、③メディアコスモスの魅力の増進および発信、とをもって活力ある地域社会の実現を目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会の目的達成に必要な事業の企画・運営
- (2)会の目的達成に必要な広報と魅力発信
- (3)会の目的達成に必要な人材および活動の育成
- (4)会の目的達成に必要な調査・研究活動
- (5)メディアコスモスに関わる個人・市民活動団体・企業と行政との交流と連携
- (6)その他、会の目的達成に必要な活動

2 前項の事業の企画・決定に際しては、各種市民団体および行政担当課との協働を基本とする。

## [ 第 2 章 会員 ]

### (会員)

第 4 条 本会は、目的に賛同する個人により組織する。

- 2 本会の目的に賛同したものは、だれでも会員として登録することができる。
- 3 会員は、別に定める会費を納めなければならない。
- 4 会員は事務局に退会届けを提出することで、任意に退会することができる。

### (構成と役割)

第 5 条 本会の会員の構成と役割は、以下の通りとする。

- (1) 正会員:本会の趣旨に賛同し、事業の推進に積極的に協力する。
- (2) サポーター会員:本会の協力スタッフとして、積極的に事業を広報し参加する。

- (3) 学生会員:本会の趣旨に賛同する児童・生徒・学生で、事業の推進に積極的に協力する。
- (4) 賛助会員:本会の趣旨に賛同し活動を資金的に支援する。

#### (会費)

第 6 条 本会の会費は下記のとおりとする。

- (1) 正会員の年会費は 1,000 円とする。
- (2) 賛助会員の年会費は 1 口 1,000 円とする。
- (3) その他の会員の年会費は無料とする。

#### (登録)

第 7 条 本会へ登録または登録解除する者は所定の書式に必要な事項を記入し、事務局に提出する。

### [ 第 3 章 役員 ]

#### (役員)

第 8 条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 2 名以内
- (3) 監事 1 名
- (4) 事務局長 1 名

#### (役員承認)

第 9 条 役員は正会員の推薦により選出し、総会において承認する。

2 役職は、役員相互選とする。

#### (役員職務)

第 10 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故のあるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は会の事業を円滑に進めるための、必要な業務を遂行する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 事務局長は会の財務を管理し、庶務を統括する。

#### (役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

#### (役員解任)

第 12 条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の都合で、職務を続けることができないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員 の 辞任)

第 13 条 役員が辞任する場合、役員会に申し出ることとする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (事務局)

第 14 条 本会の事務局は、メディアコスモス 市民活動交流センター内に置く。

### [ 第 4 章 会 議 ]

#### (会議)

第 15 条 本会の会議は、総会および役員会とする。必要に応じ、ワーキンググループを開催する。

#### (総会)

第 16 条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度終了後、3 ヶ月以内に行い、臨時総会は必要に応じて役員会が召集する。

- 2 総会は、役員の合意により指名された正会員が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1)活動計画および予算に関すること
- (2)活動報告および決算に関すること
- (3)規約の改廃に関すること
- (4)役員 の 選任に関すること
- (5)その他、会 の 重要事項

#### (総会 の 通知)

第 17 条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メール等により、正会員に対して少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

#### (総会 の 成立)

第 18 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

#### (総会 の 議決)

第 19 条 総会における議決事項は、第 16 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員からの緊急動議を認める。

- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって議決する。可否が同数のときは議長が議決する。  
ただし、規約の改定については出席した正会員の3分の2以上をもって議決する。

(役員会)

- 第20条 会の運営に必要な事項を協議するため、定期的または必要に応じて役員会を開催する。  
2 役員会は役員で構成し、必要に応じて会員、アドバイザー、その他を出席させることができる。  
3 役員会の議事は出席者の過半数をもって成立する。

(ワーキンググループ)

- 第21条 本会は、会の目的達成に必要な各種のワーキンググループを設けるものとする。  
2 ワーキンググループの設置に関して必要な事項は、役員会の協議によって別に定める。  
3 ワーキンググループは必要に応じて随時活動し、その内容を役員会で報告する。

(事業年度)

- 第22条 本会の年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[ 第5章 雑則 ]

- 第23条 この会則の施行について必要な細則は、役員会において定める。  
第24条 本会の所在地は、みんなの森 ぎふメディアコスモス 市民活動交流センター内とする。  
第25条 本会には、必要に応じて会の運営や事業への助言を行うアドバイザーを置く。

附則 この会則は、平成 28 年 9 月 22 日から施行する。  
初年度は、施行日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。  
本会の設立当初の役員は下記に掲げる者とする。

代 表	市來 恭子
副 代 表	佐藤 真紀
	安田 あすか
幹 事	浅井 彰子
	大野 利明
	加藤 かおり
	加藤 寛崇
	蒲 勇介
	河村 たか子
	木村 洋子
	嵯峨 志穂
	津田 正夫
	富樫 幸一
	豊田 純
	西村 早苗
	林 亨一
	日比野 光希子
	丸山 亮
	山田 正行
	山吉 りか
事務局長	野尻 智周

附則 この会則は、平成 29 年 5 月 7 日から施行する。

附則 この会則は、令和元年 5 月 12 日から施行する。